ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他
			百万円	%	

（記載上の注意）

1　［略］

2　銀行と親会社との間に銀行の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を「イ　親会社の状況」中の「その他」に記載すること。

3　［略］

⑺　事業譲渡等の状況

［表略］

（記載上の注意）

次に掲げる事項について記載すること。

［１・２　略］

3　他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等（会社法施行規則第２条第３項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）の取得又は処分のうち重要なもの

4　［略］

⑻　［略］

2　会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

⑴　会社役員の状況

［表略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

［削る。］

8　［略］

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他
				百万円	%	

（記載上の注意）

1　［同左］

［加える。］

2　［同左］

⑺　事業譲渡等の状況

［同左］

（記載上の注意）

［同左］

［１・２　同左］

3　他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

4　［同左］

⑻　［同左］

2　会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

⑴　会社役員の状況

［同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

8　事業年度の末日において監査役会設置会社であつて、金融商品取引法第24条第１項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもつて当該理由とすることはできない。

9　［同左］